

大阪府立あゆみ寮等指定管理者の総合評価(令和3年度～令和6年度)

評価項目		施設所管課評価			
		R3	R4	R5	R6
Ⅰ 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策	(1)施設の設置目的及び具体的な管理運営方針	S	S	S	S
	(2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	S	S	S	S
Ⅱ 施設の効用を最大限発揮するための方策	(1)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	S	S	S	S
	(2)利用者の自立支援を図るための具体的手法及び期待される効果	S	S	S	S
	(3)施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	A	A	A	A
Ⅲ 管理に係る経費の縮減に関する方策	(1)施設の管理運営に係る経費の内容	B	A	S	S
Ⅳ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	(1)収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	A	A	A	S
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力等	A	S	S	A
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	B	B	B	B
Ⅴ その他管理に際して必要な事項	(1)府施策との整合性	A	A	A	A

施設所管課 総合評価	Ⅱ	○提案のあった基本方針に沿った管理運営が適正に行われている。 ○評価委員会委員からの指摘・提言等に対して、施設内で再度点検を行い可能な限り改善に努める等、府民サービスの向上に取り組んでいる。
---------------	---	---

※参考(公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル抜粋)

■評価の基準

総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

Ⅰ (評価対象となる年度の年度評価のうち S が5割以上で、B・C がない。)

Ⅱ (評価対象となる年度の年度評価のうち B が3割未満で、C がない。)

Ⅲ (Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外)

Ⅳ (評価対象となる年度の年度評価のうち C が5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。)